

令和2年度鮭川村地区公民館支援事業（新型コロナウイルス対策）
費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動を自粛している地区公民館活動の再開を支援するため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付すものとする。

（補助対象事業者）

第2条 この補助金の補助対象事業者は、地区公民館長（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症予防のため、公民館活動の自粛を行っていた地区が、活動再開に際し、「新しい生活様式」を実践するために必要な備品等の購入を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものの購入に要する経費とする。

- （1）空気清浄機
- （2）オゾン発生装置
- （3）消毒液
- （4）マスク
- （5）その他、感染症対策に必要なもの

2 補助金の額は、前項で購入した補助対象経費とし、上限を50,000円とする。

（補助金交付申請書）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める交付申請書に次に掲げる書類を添えて、令和2年8月31日まで村長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第1号）
- （2）その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、令和2年度鮭川村地区公民館支援事業（新型コロナウイルス対策）費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第14条に定める実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起

算して20日を経過する日又は令和2年10月31日のいずれか早い日とし、事業実績書（様式第1号）を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 村長は、前条の実績報告書を提出された後、その内容を審査し、適正であると認められたとき、当該事業に係る補助金の額を確定し、令和2年度鮭川村地区公民館支援事業（新型コロナウイルス対策）費補助金交付額確定通知書（様式第3号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに令和2年度鮭川村地区公民館支援事業（新型コロナウイルス対策）費補助金請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第10条 村長は、前条の請求を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けたと認められるときは、補助対象事業者に対しその交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。